

○吹田市立教育・保育施設条例

平成27年8月7日条例第26号

改正

平成28年3月31日条例第15号
平成29年3月31日条例第9号
平成29年9月26日条例第31号
平成30年10月1日条例第30号
令和元年8月8日条例第11号
令和元年10月18日条例第23号
令和2年3月31日条例第5号
令和3年3月31日条例第7号
令和4年9月30日条例第29号
令和6年3月29日条例第9号

吹田市立教育・保育施設条例

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（幼保連携型認定こども園の設置）

第2条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）として、次のこども園を設置する。

- (1) 吹田市立はぎのきこども園 吹田市古江台2丁目11番4号
- (2) 吹田市立千里新田こども園 吹田市春日4丁目10番1号
- (3) 吹田市立江坂大池こども園 吹田市江坂町3丁目13番1号
- (4) 吹田市立やまだこども園 吹田市尺谷27番1号

（幼稚園型認定こども園の設置）

第3条 認定こども園の認定（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の認定をいう。以下同じ。）を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）として、次の幼稚園を設置する。

- (1) 吹田市立認定こども園吹田第一幼稚園 吹田市元町30番44号
- (2) 吹田市立認定こども園吹田南幼稚園 吹田市南金田1丁目4番16号
- (3) 吹田市立認定こども園千里第二幼稚園 吹田市千里山松が丘25番1号
- (4) 吹田市立認定こども園岸部第一幼稚園 吹田市岸部中2丁目19番1号
- (5) 吹田市立認定こども園豊津第一幼稚園 吹田市江坂町1丁目15番42号
- (6) 吹田市立認定こども園山田第一幼稚園 吹田市山田東2丁目33番3号
- (7) 吹田市立認定こども園山田第三幼稚園 吹田市山田西1丁目4番1号
- (8) 吹田市立認定こども園佐竹台幼稚園 吹田市佐竹台5丁目12番1号

（幼稚園の設置）

第4条 認定こども園の認定を受けない幼稚園（以下「幼稚園」という。）として、次の幼稚園を設置する。

- (1) 吹田市立吹田第三幼稚園 吹田市高城町18番39号
- (2) 吹田市立東佐井寺幼稚園 吹田市五月が丘西4番1号
- (3) 吹田市立片山幼稚園 吹田市朝日が丘町16番1号
- (4) 吹田市立東山田幼稚園 吹田市青葉丘南15番10号

（保育所の設置）

第5条 認定こども園の認定を受けない保育所（以下「保育所」という。）として、次の保育園を設置する。

- (1) 吹田市立いずみ保育園 吹田市泉町2丁目11番43号
- (2) 吹田市立南千里保育園 吹田市桃山台1丁目4番1号
- (3) 吹田市立ことぶき保育園 吹田市岸部中2丁目2番1号
- (4) 吹田市立千里山保育園 吹田市千里山東2丁目19番22号
- (5) 吹田市立東保育園 吹田市南正雀4丁目1番1号
- (6) 吹田市立垂水保育園 吹田市垂水町1丁目6番9号
- (7) 吹田市立吹一保育園 吹田市内本町1丁目23番28号
- (8) 吹田市立吹六保育園 吹田市南清和園町40番31号
- (9) 吹田市立片山山保育園 吹田市出口町32番1号
- (10) 吹田市立千三保育園 吹田市千里山西1丁目12番1号
- (11) 吹田市立山三保育園 吹田市山田西1丁目27番15号

(幼保連携型認定こども園の定員)

第6条 幼保連携型認定こども園の定員は、次のとおりとする。

- (1) はぎのきこども園 180人
- (2) 千里新田こども園 85人
- (3) 江坂大池こども園 85人
- (4) やまだこども園 118人

2 市長は、幼保連携型認定こども園における保育を緊急に必要とする児童がある場合その他のやむを得ない事情がある場合においては、定員を超えて入所させることができる。

(幼稚園型認定こども園の定員)

第7条 各幼稚園型認定こども園の定員は、85人とする。

(幼稚園の定員)

第8条 各幼稚園の定員は、100人とする。

(保育所の定員)

第9条 保育所の定員は、次のとおりとする。

- (1) いずみ保育園 120人
- (2) 南千里保育園 142人
- (3) ことぶき保育園 105人
- (4) 千里山保育園 100人
- (5) 東保育園 112人
- (6) 垂水保育園 112人
- (7) 吹一保育園 112人
- (8) 吹六保育園 112人
- (9) 片山保育園 120人
- (10) 千三保育園 120人
- (11) 山三保育園 120人

2 第6条第2項の規定は、保育所の定員について準用する。

(幼保連携型認定こども園及び保育所の保育料)

第10条 幼保連携型認定こども園又は保育所を利用する児童の保護者は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号又は第28条第2項第1号若しくは第2号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内の保育料を納付しなければならない。

2 前項の規定による保育料のほか、次の各号に掲げる時間帯の保育を受ける児童の保護者は、当該各号に掲げるそれぞれの時間帯について、1回につき200円(あらかじめ1月を通じて当該保育を受けることを認められた場合は、1月につき2,600円)を超えない範囲内において規則で定める額の保育料を納付しなければならない。

- (1) 午前7時から午前7時30分まで
- (2) 午前7時30分から午前9時まで
- (3) 午後5時から午後6時30分まで
- (4) 午後6時30分から午後7時まで

3 幼保連携型認定こども園及び保育所の保育料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

(幼稚園型認定こども園及び幼稚園の保育料)

第11条 幼稚園型認定こども園又は幼稚園を利用する児童の保護者は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号又は第28条第2項第1号若しくは第3号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内の保育料を納付しなければならない。

2 前項の規定による保育料のほか、幼稚園型認定こども園において次の各号に掲げる時間帯の保育を受ける児童の保護者は、当該各号に掲げるそれぞれの時間帯について、1回につき200円(あらかじめ1月を通じて当該保育を受けることを認められた場合は、1月につき2,600円)を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額の保育料を納付しなければならない。

- (1) 午前8時から午前9時まで
- (2) 午後5時から午後6時まで

3 幼稚園型認定こども園及び幼稚園の保育料は、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

(給食を受ける場合の費用負担)

第12条 給食を受ける3歳以上の児童の保護者は、保育料のほか、当該給食の実施に要する費用として規則又は教育委員会規則で定める額を負担しなければならない。

(委任)

第13条 幼保連携型認定こども園及び保育所の管理運営に関し必要な事項は、市長が定める。

2 幼稚園型認定こども園及び幼稚園の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。(ただし書省略)

(幼稚園型認定こども園及び幼稚園の保育料の特例)

2 子ども・子育て支援法附則第9条第1項の施設型給付費等の支給の基準に関する経過措置の規定の適用を受ける間においては、幼稚園型認定こども園又は幼稚園を利用する児童(同項の規定の適用を受ける児童に限る。)の保護者が納付しなければならない保育料の額は、第11条第1項の規定にかかわらず、同法附則第9条第1項第1号イの規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した額及び同号ロの規定により市長が定める額の合計額、同項第2号イ(1)の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した額及び同号イ(2)の規定により市長が定める額の合計額又は同法第28条第2項第3号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内の額とする。

附 則(平成28年3月31日条例第15号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日条例第9号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年1月1日から施行する。

附 則(平成29年9月26日条例第31号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月1日条例第30号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年8月8日条例第11号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年10月18日条例第23号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日条例第5号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日条例第7号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月30日条例第29号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日条例第9号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。
